

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

内灘町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

内灘町長

公表日

令和7年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>・国民年金法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律における、国民年金の資格・給付等各種申請、保険料免除・学生納付特例等の申請及び裁定請求の受理・事実の審査・報告等の法定受託事務を行う。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①被保険者の資格得喪等の届出事務②保険料免除・納付猶予等申請の受付事務③年金受給にともなう裁定請求事務④免除申請者や未納者等の所得情報の提供⑤年金生活者支援給付金の支給に係る申請や所得情報の提供
③システムの名称	(1)国民年金システム (2)団体内統合利用番号連携サーバー (3)中間サーバー (4)市区町村貸与用可搬型照会用窓口装置
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民年金情報ファイル (2)宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第46、128の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民福祉部保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1 TEL076-286-6720
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	町民福祉部保険年金課 〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1 TEL076-286-6702
⑨規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従っているほか、取扱時には、複数人による確認作業を行っており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証に限定しており、アクセス可能な職員を年度ごとにシステム上で管理することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析を行って不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから不正に利用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・国民年金法に基づき、国民年金にかかる資格・給付等各種申請、保険料免除・学生納付特例等の申請及び裁定請求の受理・事実の審査・報告等の法定受託事務を行う。	・国民年金法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律における、国民年金の資格・給付等各種申請、保険料免除・学生納付特例等の申請及び裁定請求の受理・事実の審査・報告等の法定受託事務を行う。	事後	
令和4年3月11日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(追加)	④免除申請者や未納者等の所得情報の提供 ⑤年金生活者支援給付金の支給に係る申請や所得情報の提供	事後	
令和4年3月11日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31の項	番号法第9条第1項及び別表第一の31、95の項	事後	
令和4年3月11日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和4年3月11日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和7年10月31日	I . 1. ③システムの名称	(1)国民年金システム (2)団体内統合利用番号連携サーバー (3)中間サーバー	(1)国民年金システム (2)団体内統合利用番号連携サーバー (3)中間サーバー (4)市区町村貸与用可搬型照会用窓口装置	事後	
令和7年10月31日	I . 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の31、95の項	番号法第9条第1項 別表第46、128の項	事後	番号法改正に伴う修正
令和7年10月31日	II . 1. いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和7年8月1日 時点	事後	時点日の変更であり重要な変更 に該当しない
令和7年10月31日	II . 2. いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和7年8月1日 時点	事後	時点日の変更であり重要な変更 に該当しない
令和7年10月31日	IV . 5. 特定個人情報の提供・ 移転	[]提供・移転しない	[○]提供・移転しない 十分である	事後	
令和7年10月31日	IV . 8. 人手を介在させる作業		新設	事後	新様式への変更
令和7年10月31日	IV . 11. 最も優先度が高いと 考えられる対策		新設	事後	新様式への変更